

令和4年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について

障害者支援課

1 施設の概要等

施設名	広島県立福山若草園		
所在地	福山市水呑町三新田1丁目538番地		
設置目的	肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図る。		
施設・設備	福山若草育成園(医療型児童発達支援センター)、福山若草療育園(医療型障害児入所施設、障害福祉サービス(療養介護))		
指定管理者	3期目	H28.4.1~R 8.3.31	(社福) 広島県福祉事業団
	2期目	H23.4.1~H28.3.31	(社福) 広島県福祉事業団
	1期目	H18.4.1~H23.3.31	(社福) 広島県福祉事業団

2 施設利用状況

利用状況	年度	目標値 [事業計画]	入場者数	対前年度増減	対目標値増減 (達成率)
	3期	R4	入所 55人 通所 22人	入所 54人 通所 20人	入所△1人 通所△2人
R3		入所 55人 通所 25人	入所 55人 通所 22人	入所 1人 通所△2人	入所 0人(100.0%) 通所△3人(88.0%)
R2		入所 54人 通所 25人	入所 54人 通所 24人	入所 0人 通所 0人	入所 0人(100.0%) 通所△1人(96.0%)
R1		入所 54人 通所 25人	入所 54人 通所 24人	入所 1人 通所△1人	入所 0人(100.0%) 通所△1人(96.0%)
H30		入所 54人 通所 25人	入所 53人 通所 25人	入所△1人 通所 3人	入所△1人(98.1%) 通所 0人(100.0%)
H29		入所 54人 通所 25人	入所 54人 通所 22人	入所 0人 通所 1人	入所 0人(100.0%) 通所△3人(88.0%)
H28		入所 54人 通所 25人	入所 54人 通所 21人	入所 8人 通所△4人	入所 0人(100.0%) 通所△4人(84.0%)
	2期平均 H23~H27	入所 44人 通所 25人	入所 46人 通所 25人	7人	2人(102.9%)
	1期平均 H18~H22	入所 44人 通所 20人	入所 44人 通所 20人	5人	0人(100.0%)
	H17(導入前)	—	入所 44人 通所 15人	—	—
増減理由	入所の施設利用者数は、安定しているが他院での処置等による転院が長引いた。通所においては、コロナ対策による利用制限に加えて、保護者の母子通園のニーズ低下も一因となっている。				

3 利用者ニーズの把握と対応

調査実施内容	【実施方法】	【対象・人数】
		通所利用者及び家族に対する面談を実施
	施設内に御意見箱を設置	入所利用者の家族等
	【主な意見】	【その対応状況】
	就学について	未就学児の保護者に対し就学の要望を伺い、助言等を行った。
	個別支援の充実	家族での送迎・介助が困難な利用者について、コロナ対策のため頻度は減ったものの、家庭訪問支援などの同行支援を実施した。
	特別支援学校卒業後の生活像について	特別支援学校在学中の生徒に対して、卒業後の進路先となるよう、生活介護の利用体験を実施した。

4 県の業務点検等の状況

項目		実績	備考
報告書	年度	○	事業報告書、決算報告書等
	月報	○	利用実績等
	日報（必要随時）	—	
管理運営会議（3回）	【特記事項等】 ・会議及び現地調査を実施。 【指定管理者の意見】 ・事業計画書に基づき、適切に業務を実施。		
現地調査（3回）	【県の対応】 ・適切に管理運営が実施されていることを確認。 ・必要な整備を着実にを行う。		

5 県委託料の状況

（単位：千円）

	年度		金額	対前年度増減		年度		金額	対前年度増減
県委託料 (決算額)	3期	R4	3,487	△1,355	料金 収入 (決算額)	3期	R4	816,952	659
		R3	4,842	2,041			R3	816,293	17,431
		R2	2,801	△3,223			R2	798,862	21,192
		R1	6,024	238			R1	777,670	14,563
		H30	5,786	1,260			H30	763,107	842
		H29	4,526	△1,486			H29	762,265	14,170
		H28	6,012	△16,156			H28	748,095	180,588
	2期平均 H23～H27	22,168	△21,078	2期平均 H23～H27	567,507	106,987			
	1期平均 H18～H22	43,246	△602,629	1期平均 H18～H22	460,520	131,140			
	H17（導入前）	645,875	—	H17（導入前）	329,380	—			

6 管理経費の状況

(単位：千円)

項目		R4 決算額	R3 決算額	前年度差	主な増減理由等	
委託事業	収入	県委託料	3,487	4,842	△1,355	県有備品購入の減、手数料等相当額の減
		料金収入	816,952	816,293	659	利用料金制(※1) 職員増に伴う相談支援給付費の増、処遇改善特例交付金及びベースアップ加算増に伴う障害福祉サービス費の増
		その他収入	20,290	20,063	227	退職給付引当資産取崩収入の増
		計(A)	840,729	841,198	△469	
	支出	人件費	605,170	603,333	1,837	職員数増に伴う人件費の増
		光熱水費	34,518	22,932	11,586	燃料費及び電気の単価増
		設備等保守点検費	32,414	30,268	2,146	電子カルテ保守料の増
		清掃・警備費等	26,501	26,677	△176	設備委託料の減
		施設維持修繕費	3,128	5,715	△2,587	空調等修繕費の減
		事務局費	143,086	146,248	△3,162	県納付金の減、固定資産購入の減
その他		0	0			
計(B)	844,817	835,173	9,644			
収支①(A-B)		△4,088	6,025	△10,113		
自主事業(※2)	収入(C)	88,230	88,045	185	短期入所利用者数の増	
	支出(D)	94,507	98,814	△4,307	非常勤職員数の減	
	収支②(C-D)	△6,277	△10,769	4,492		
合計収支(①+②)		△10,365	△4,744	△5,621		

※1 利用料金制：公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度。指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られる。

※2 自主事業：指定管理者が自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業。

7 管理運営状況

項目		指定管理者 (事業計画、主な取組、新たな取組など)	県の評価
施設の効用発揮	○施設の設置目的に沿った業務実績	在宅障害児(者)への支援体制の強化を図るとともに、県東部地域の療育拠点施設として、障害者リハビリテーションセンターと連携し、外来診療を実施した。	発達障害児(者)への支援に他の県立施設と連携しながら積極的に取り組み、県東部地域の療育の拠点機関としての機能を果たしている。
	○業務の実施による、県民サービスの向上	患者ニーズに応えるため、発達障害を対象とした土曜外来を月1回実施するとともに、同日に理学療法訓練も実施した。また、通園体験はコロナ対策のため中止とする時期があった。	利用者ニーズに柔軟に対応し、コロナ禍に伴う影響はあったものの、障害特性に応じたサービスの提供に積極的に取り組んでいる。
	○業務の実施による、施設の利用促進	人工呼吸器使用児など超重症児(者)6名・準超重症児(者)11名が入所しており、安定した入所生活が送れるよう努めた。	施設及び人的整備を通じ、超重症児等の受入体制の確保及び安定した入所生活の維持に努めている。
	○施設の維持管理	維持管理に必要な業務について、業者委託により実施した。	施設・設備の定期的な点検を行うなど、適正に運営管理されている。
管理の人的物的基礎	○組織体制の見直し	月1回の土曜日開所及び月1回の集団療育の実施等により、放課後等デイサービス事業の充実を図った。	医療スタッフの増員配置により、事業の充実を図っている。
	○効率的な業務運営	患者情報共有化による業務の効率化とサービス向上を図るため、資格確認システムによる連携を行った。	新たな環境整備等を通じ、施設の効率的な運営とサービス向上に努めている。
	○収支の適正	土曜外来を継続実施し、料金収入の維持に努めた。	料金収入の維持に努め、安定した収支の確保に努めている。
総括		医療スタッフの充実や、患者や利用者のニーズに沿った診療体制やサービスの向上に努めているが、コロナの影響もあり、利用者は減となった。	コロナの影響により、通所利用者は減少しているが、利用者ニーズに応え、機能拡充及びサービス向上に努めており、適切な施設運営が行われている

8 今後の方向性(課題と対応)

項目	指定管理者	県
短期的な対応 (令和5年度)	医療・福祉人材の確保に努め、一層の利用の拡大に努める。 ウィズコロナの中で、可能な限り医療・福祉サービスの提供に努める。 入所定員の増加に伴う受入体制の充実(超重症児(者)の受入)を図る。 多機能型事業所の利用定員増の検討や放課後等デイサービスの利用促進策の検討を行う。	利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実に向け、人材確保の取組の工夫や魅力ある職場づくりの推進等に取り組む必要がある。
中期的な対応	県東部における療育機関として、発達障害児(者)の医療・療育体制の向上に努める。 超重症児等の受入整備のための人材育成、各種事業に係るスタッフの確保と育成を行う。	他の療育機関との連携・協力により、東部地域における発達障害児(者)への療育支援体制を強化する。 障害の多様化・重度化を踏まえた県立施設として果たすべき専門的・先駆的機能の更なる発揮に努める。